

千葉県地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金（概要）

1 事業の目的・概要

令和6年度から医師の時間外労働の上限規制が適用されることから、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくために、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関が行う、医師の労働時間短縮に向けた取組を支援します。

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は対象としない。

2 基準額

133千円/床

3 補助率・補助対象経費例

| 区分 (補助率) | 対象経費 | 具体的な内容 |
|------------------|-----------------------------|--|
| 資産形成経費 (9/10) | ICT等の導入に要する費用 | スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステム、AI問診システム、カルテの自動音声入力システム、勤退管理システム等の導入 |
| | 休憩環境の整備に要する費用 | 医師等の休憩室の環境を整備するために必要な設備等の購入 |
| その他経費 (10/10) | 医師事務作業補助者への研修に要する費用 | 医師事務作業補助者に必要な研修の受講料 |
| | 専門的アドバイザー等外部支援の活用に要する費用 | 勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための専門的アドバイザーの委託等 |
| | 医療専門職支援人材の雇用に要する費用 | 看護補助者等の雇用等 |
| | タスク・シェアリングに伴う医療専門職の雇用に要する費用 | 非常勤専門職の雇用等 |

4 補助対象

当事業の対象医療機関については、交付要綱第2条のほか、下記事項を御確認ください。

第2条（1）ア：救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
⇒ 地域医療に特別な役割がある医療機関として、2次救急又は3次救急、かつ救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が1000件以上2000件未満を受け入れる医療機関

第2条(1)イ : 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
⇒ 地域医療に特別な役割がある医療機関として、2次救急又は3次救急、かつ救急車受け入れが1000件未満ではあるが、夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関

第2条(1)ウ(ア) : 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
⇒ 公共性と不確実性が強く働くものとして地域医療の確保に必要と考えられる次に掲げる医療機関

- ・ 周産期医療については、急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターの指定を受ける医療機関
- ・ 小児救急医療機関については、大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院
- ・ 精神科救急については「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件数(月平均1件)以上行っている精神科医療機関(この場合は精神科病床数を対象として交付)

第2条(1)ウ(イ) : 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割がある場合など、5疾病、5事業で重要な医療を提供している場合
⇒ 5疾病5事業で重要な医療を提供しているとして、次に掲げる一定の実績と役割があり、地域医療の確保に必要と考えられる医療機関

- ・ 脳卒中については、超急性期脳卒中加算の算定が25件/年程度以上の医療機関
- ・ 心筋梗塞等の心血管疾患については、急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年程度以上の医療機関
- ・ そのほか、高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院(この場合は精神科病床数を対象として交付)等

第2条(1)エ : その他在宅医療において特に積極的な医療を担う医療機関
⇒ 「機能強化型在宅療養診療所の単独型」及び「機能強化型在宅療養支援病院の単独型」の医療機関

5 交付要件

交付要件については、交付要綱第3条のほか、下記事項を御確認ください。

- 第3条(2) : 月の時間外、休日労働が80時間を超える医師を雇用している、若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。
- ⇒ 他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

6 その他留意事項

- ・原則、交付決定(夏～秋ごろ)までは事業着手しないでください。
※人員の雇用等を除く

- ・交付要綱第2条(3): ただし、本事業で一度補助した人件費については、翌年度以降対象経費として認められない。
⇒ 対象となる人件費の例について、次に掲げるとおりとする。

